

広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童虐待を未然に防止するとともに、こどもを産み育てやすい体制の整備を図るため、家族等からの産後の家事・育児等の十分な援助が受けられない母子で、支援を必要とするものを対象に産後ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援する広島市産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体等)

第2条 事業の実施主体は広島市とする。

2 市長は、産後ヘルパーを派遣する家庭、派遣の内容（産後ヘルパーを派遣する回数、時間、期間、サービス内容等をいい、以下「派遣内容」という。）の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

3 委託事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち指定居宅介護事業者又は「介護保険法」第41条に規定する指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護事業者又は同等の家事・育児支援が提供できる事業者（*）であること。

なお、社会福祉法人にあつては、予め事業者において、社会福祉法人の指導・監査に係る行政組織に相談の上、本事業を受託することが可能であることを確認すること。

* 「同等の家事・育児支援が提供できる事業者」とは、家事又は育児支援について1年以上の実績があり、利用者の居宅において家事又は育児支援が可能であると市長が認める者とする。

(2) 産後ヘルパーとして派遣可能な従業者を有していること。

(3) 区地域支えあい課及び広島市こども未来局こども青少年支援部と連携・調整を行うことができること。

4 委託事業者が派遣する産後ヘルパーは、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 訪問介護員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する者又は家事若しくは子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。

(2) 心身ともに健康であること。

(3) 育児及び家事に関する援助・指導を適切に実行する能力を有すること。

(4) 子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有していること。

(対象者)

第3条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、区地域支えあい課長が、市内に住所を有する出産後1年未満の母親と乳児のうち、家族から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、次の各号の要件のいずれかに該当すると認める者とする。ただし、他の制度等により同様の支援を受けることが困難な者に限る。

(1) 産後の心身に不調がある者

(2) 強い育児不安がある者

(3) 産科医療機関等から出産退院後において、産後の支援が特に必要と認められた者

(4) 安定した育児、日常生活が困難な者

(5) 多胎児を出産した者

2 前項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長が特に必要と認める場合は、対象者としてとることができる。

(事業の内容)

第4条 本事業は、産後ヘルパーが対象者の自宅を訪問し、次に掲げる内容（以下「サービス」という。）を実施することとする。

(1) 家事に関するもの

- ア 食事の準備・後片付け
- イ 衣類の洗濯・補修
- ウ 居室等の掃除・整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 郵便物の郵送等
- カ その他必要な家事援助

(2) 育児に関するもの

- ア 授乳介助
- イ おむつ・衣類交換
- ウ 沐浴介助
- エ 兄弟姉妹の遊び相手等の世話
- オ その他必要な育児援助

(利用時間数・回数)

第5条 本事業を利用することができる時間数及び回数は、1回につき2時間以内とし、1日2回まで延べ10回を限度とする。ただし、多胎児を出産した者については、1日2回まで延べ20回を限度とする。

(実施時間・実施場所)

第6条 本事業の実施時間及び実施場所は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間は、原則として午前8時から午後6時までの間とする。
- (2) 実施場所は対象者の自宅とし、原則として自宅以外への派遣は行わない。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、広島市産後ヘルパー派遣事業利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）（以下「利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）」という。）を住所地の区地域支えあい課に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）及び当該年度（4月から6月に申請する場合は前年度）の市民税が非課税の世帯（以下「市民税非課税世帯」という。）に属する場合は、その旨を証明する書類を提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を本人の同意を得て市民税課税台帳等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

なお、本事業における市民税非課税世帯の世帯員は、申請者及び配偶者とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長がやむを得ない事情があると認める場合は、訪問を開始した後に利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）を提出することができる。

(利用の承認及び通知)

第8条 区地域支えあい課長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請者の世帯の養育状況等を調査し、支援の必要性を確認した上で、利用の承認又は不承認を決定するものとする。決定を行ったときには、広島市産後ヘルパー派遣事業利用承認通知書(第2号様式)又は広島市産後ヘルパー派遣事業利用不承認通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 区地域支えあい課長は、前項の規定に基づき利用を承認した場合は、広島市産後ヘルパー派遣依頼書(第4号様式)に利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)及び利用承認通知(第2号様式)の写しを添えて、速やかに委託事業者に依頼するものとする。

3 区地域支えあい課長は、産科医療機関等が出産退院後において産後の支援が特に必要と認められた場合は、必要に応じて産婦指導連絡票の提出を求めることができる。

4 第2項により派遣の依頼を受けた委託事業者は、利用を承認された者(以下「利用者」という。)及び区地域支えあい課担当者とともに、派遣日程等の詳細について打ち合わせを行った後、利用者に対し広島市産後ヘルパー派遣のお知らせ(第5号様式)により通知し、写しを区地域支えあい課に提出するものとする。

(身分証明書の携行及び履行確認)

第9条 産後ヘルパーは、利用者宅への訪問時には委託事業者が発行する身分証明書を携行し、必ず利用者に提示することとする。

2 産後ヘルパーは、サービスを行ったときは、その都度、広島市産後ヘルパー派遣内容確認書(第6号様式)により利用者から履行確認を受けるものとする。

(自己負担額)

第10条 利用者は世帯区分に応じて、別表1に定める額を負担しなければならない。

2 利用者は、前項の規定に定めるもののほか、産後ヘルパーが生活用品の買い物その他サービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者は、前2項による費用及び実費相当額を委託事業者に支払うものとする。

(日程の変更又は中止)

第11条 利用者は、第8条第1項の規定により承認を受けた範囲内で日程を変更又は中止する場合は、該当利用日の3日前の午後5時までに、委託事業者に連絡しなければならない。当該連絡を受けた委託事業者は、速やかに区地域支えあい課にその旨を連絡するものとする。

2 前項に規定する期限を過ぎて利用日の変更又は中止をする旨の連絡をした場合、または、連絡をすることなく利用を中止した場合は、利用者は別表2に定める額を委託事業者に直接支払わなければならない。

ただし、地震、水害、その他の災害等、利用者の責に帰すべきものでない事由により連絡できなかった場合については、この限りではない。

(派遣内容等の変更)

第12条 利用者は、第8条第1項の規定により承認を受けた委託事業者について変更を求める場合は、広島市産後ヘルパー派遣変更申請(届出)書(第7号様式)を速やかに区地域支えあい課に提出しなければならない。

- 2 利用者は、住所地を変更する場合は、前項に定める広島市産後ヘルパー派遣変更申請書（第7号様式）を区地域支えあい課へ届け出なければならない。
- 3 区地域支えあい課長は、第1項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、変更の承認又は不承認を決定するものとする。
- 4 区地域支えあい課長は、前項の規定に基づく承認を決定した場合は、広島市産後ヘルパー派遣変更承認通知書（第8号様式）により利用者に通知するとともに、広島市産後ヘルパー派遣依頼書（第4号様式）及び広島市産後ヘルパー派遣変更決定通知書（第10号様式）に利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）の写しを添えて、委託事業者に通知するものとする。
- 5 区地域支えあい課長は、第3項の規定に基づく不承認を決定した場合は、広島市産後ヘルパー派遣変更不承認通知書（第9号様式）により利用者に通知するものとする。
- 6 区地域支えあい課長は、第2項の規定に基づく届出があった場合は、広島市産後ヘルパー派遣変更決定通知書（第10号様式）により委託事業者に通知するものとする。
- 7 委託事業者が、前項の規定により変更の通知を受けた場合は、第8条第4項の規定を準用するものとする。

（派遣の中止）

- 第13条 区地域支えあい課長は、やむを得ない理由があると認めた場合は、産後ヘルパーの派遣を中止することができる。
- 2 区地域支えあい課長は、前項の規定により派遣を中止する場合は、広島市産後ヘルパー派遣中止通知書（第11号様式）により利用者に通知するとともに、速やかに委託事業者にその旨を連絡しなければならない。

（実施結果の報告）

- 第14条 委託事業者は、産後ヘルパーを派遣した月の翌月の10日までに、広島市産後ヘルパー派遣内容確認書（第6号様式）及び広島市産後ヘルパー派遣実施報告書（総計）（第12号様式）（以下「派遣実施報告書（総計）（第12号様式）」という。）を区地域支えあい課に提出するものとする。
- 2 委託事業者は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、区地域支えあい課と情報交換を行う等連携するものとする。

（費用）

- 第15条 サービスの実施に要する派遣時間毎の費用は、別表3に定めるとおりとする。
- 2 委託料は、別表3に定める額から第10条に定める自己負担額を控除した額とする。

（委託料の請求）

- 第16条 委託事業者は、本事業の委託料の請求について、広島市産後ヘルパー派遣請求書（第13号様式）を作成し、市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

- 第17条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払うものとする。

（研修の実施）

- 第18条 委託事業者は、産後ヘルパーに対し必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努

めるものとする。

(帳票の整備等)

第19条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、委託事業者に対し、帳票類の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票の保管及び破棄)

第20条 帳票類は5年間保存しなければならない。保管に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。委託契約が終了した後においても同様とする。

(委任規定)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年10月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表1の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る自己負担額について適用し、同日前の利用に係る自己負担額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4項の規定は、令和7年4月1日以降の要件について適用し、同日前の派遣に係る要件については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第1項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る書類の提出について適用し、同日前の申請に係る書類の提出については、なお従前の例による。

(別表1) 第10条関係

世帯区分	世帯種別	利用者負担額（派遣時間毎） （消費税及び地方消費税を含む）		
		1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を 超え2時間まで
1	市民税課税世帯	500円	750円	1,000円
2	市民税非課税世帯または生活保護世帯	0円		

(別表2) 第11条関係

区分	利用者負担額（派遣予定時間毎） （消費税及び地方消費税を含む）		
	1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を 超え2時間まで
利用日の3日前の午後5時までに利用変更・中止の連絡があった場合	0円		
利用日の3日前の午後5時までに連絡がなく、利用変更・中止した場合	460円	620円	780円

(別表3) 第15条関係

派遣時間	費用
1時間まで	2,500円
1時間を超え1時間30分まで	3,500円
1時間30分を超え2時間まで	4,400円